

広島県教育委員会教育長告示第三号

広島県教育委員会公有財産管理規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県教育委員会公有財産管理規則施行細則の一部を改正する告示

広島県教育委員会公有財産管理規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(様式) 第二条 (略)		(様式) 第二条 (略)	
書類	様式	書類	様式
一―五 (略) 六―十一 削除 十二―三十一 (略)	(略)	一―五 (略) 六 標識（公有財産管理規則第十五条） 七 建物の標識（公有財産管理規則第十五条） 八 分類換え、会計換え、所属換え、分掌変更調書（公有財産管理規則第十七条第一項） 九 所属換え要求書（公有財産管理規則第十七条第二項） 十 財産引継書（公有財産管理規則第十八条第一項） 十一 財産受領書（公有財産管理規則第十八条第二項） 十二―三十一 (略)	様式第六号 (略) 様式第七号 様式第八号 様式第九号 様式第十号 様式第十一号 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>様式第6号から様式第11号まで</u> 削除	<u>様式第6号</u> <u>様式第7号</u> <u>様式第8号</u> <u>様式第9号</u> <u>様式第10号</u> <u>様式第11号</u>

附 則

この教育委員会教育長告示は、令和四年四月一日から施行する。